

2021.6.23

カテゴリ	質問内容	回答
応募書類	整備する住居にかかわる提出書類は応募時にすべて提出が必要でしょうか？	整備する住居についての提出書類は、＜任意書類＞となっているもの以外はすべて必須書類です。
応募書類	定款を変更予定なのですが、理事会・総会での承認が必要なため、応募には間に合いません。変更前の定款を提出してもいいでしょうか？	応募時には、現状の定款・規程類をご提出いただき、実行団体として内定されましたら、資金提供契約時に変更後の定款・規程類をご提出ください。契約時に間に合わなければ、確定した段階でのご提出をお願いいたします。
応募書類	(様式3)資金計画書の中で、減価償却費はどのように扱えばいいのでしょうか？	応募書類「(様式3)資金計画書」の「資金計画書の記入方法」シートにありますとおり、休眠預金事業指定活用団体のJANPIAの収支計上の基本的な考え方は「現金主義」となっております。採択後は、休眠預金事業専用口座の通帳から資金が移動する日や金額をベースに資金計上いただくこととなります。従いまして、減価償却という考え方はなく、備品購入時には、現金を支払ったその日に全額を収支管理簿に計上いただくこととなります。
応募方法	基本的には郵送での応募になりますか？	すべての書類については、書面での送付が必要となります。そのほかに、個別の書類について、オンラインでの提出も必要な様式もございます。詳細は、応募書類「(様式7)申請書類チェックリスト」をご参照ください。
応募要件	自治体や国から補助金を受けている・申請中なのですが、応募は可能でしょうか？	補助金対象事業が申請事業と明確に区分できれば、ご応募は可能です。同一事業で補助金を申請中の場合については、結果が出てから申請していただく形がよろしいかと思えます。
応募要件	実行団体の要件に、事業実績年数の定めがありますが、これは法人格を取得してからの年数でしょうか？	該当する事業開始からの年数となります。（法人格取得以降の年数ではありません）また、申請書類については法人格取得後の資料が基本となりますが、個別の内容については事務局までお問合せください。
応募要件	生活再建に向けた支援活動の実績とは、どのような活動実績でしょうか？	生活困窮者等に対して、就労支援等の生活再建や自立をする手助けをする事業のことです
応募要件	地方での事業も可能でしょうか？	可能です。第三者に委託する際の委託費用も助成対象となります。

コロナ禍の住宅支援事業 公募についてのFAQ

応募要件	コロナ禍で失業のために住居を失った人のみを対象としなければならないのでしょうか？	厳密に、コロナ禍で失業のために住居を失った人だけを対象とした事業を募集しているわけではありません。
応募要件	実行団体の要件に『コロナ禍で失業等により住まいを失った方に住宅を提供している団体』とありますが、居住支援法人の活動はこれに該当しますか？	該当します。
応募要件	申請する住居が、建設地での自治体に無料低額宿泊所の登録申請を出し、認定をもらうことは義務付けられていますか？	申請事業が条例の許認可がおりていなければ、審査時に事業の実現可能性の観点で評価する上で影響はあると考えます。
応募書類	・採択前で契約等はまだ結べないため、建物に関する提出書類について、どこまで準備をしたらよいのでしょうか？ ・図面は申請に間に合わせることは必須条件となりますでしょうか？	審査の際、施設の状況、適格性等を判断するために必要な書類となりますため、公募要領①の【整備する住宅に関する書類】に記載されている、契約予定物件の書類についてはすべてご提出ください。 図面等も、事業の実現可能性を推し量る重要な必須書類となります。
応募書類	必要書類に平面図、展開図とありますが一戸建ての住宅を改装する場合は、展開図ではなく、立面図でよろしいですか？	展開図と立面図とでは性格が異なる図面となります。展開図では、室内の天井高や窓の位置等、入居者の方の居住性を見るためのものとなりますので、展開図は必ずご提出ください。
応募書類	応募書類の登記事項証明書は、所有権移転登記前の、旧所有者のものでしょうか。	応募時の住居の状況を確認するための資料となりますので、応募時点の所有者のものでお送りください。
応募書類	様式1-2の実施スケジュールについては3月まで記載するのでしょうか。 ※6月23日追加	実行団体の事業実施は2022年2月末までとなっております。様式には3月まで枠がありますが、記載いただくのは事業終了となる2月末までで結構です。
応募書類	必要書類の中に、改築・改修の場合には「避難施設等に関する工事」の工事完了後の完了検査も添付とありますが、これは採択が決まった後に完了検査を添付するという意味でしょうか？ ※6月23日追加	これから改修する物件であれば、完了検査はありませんので不要です。改修後の建物を取得する際には完了検査があるため、必要となります。

コロナ禍の住宅支援事業 公募についてのFAQ

<p>応募書類</p>	<p>建物に関する必要書類の中に、見積もりの提出とあり、概算でもいいということでしたがどの程度のものが必要でしょうか。※6月23日追加</p>	<p>本事業では事業期間の短さから、契約後すぐの工事着手が必要だと思われます。そのため、実際の工事費と大きな乖離があると事業実施に支障があると思います（少額であれば乖離しても大きな影響は無いと思います）。助成対象額としてできるだけ正確な数値が必要ですので現段階で可能な範囲での工事費の提出をお願いします。</p>
<p>事業内容</p>	<p>・支援住宅の候補が11～14室でも申請は可能でしょうか？ ・10室程度の計画でも申請できますでしょうか？</p>	<p>確保する居室数に制限は設けておりませんが、成果目標としては2022年2月に全国7団体で200室程度を用意し入居開始していることを想定しています。複数棟でより多くの居室を確保した申請をご検討ください。また、住居は必ずしも同じ建物である必要はなく、飛び地での確保でも構いません。</p>
<p>事業内容</p>	<p>複数の既存アパートを改装し、20部屋程度確保した後、住宅困窮者に提供しようと考えております。その際、飛び地でも可能とありますが、どの程度離れていても大丈夫なのでしょうか？</p>	<p>飛び地の距離についてルールは設けておりません。飛び地で住われている方へどのように支援するのか、適切かつ効果的な支援としてどういう工夫をされるのか等ご検討いただきご申請ください。</p>
<p>事業内容</p>	<p>女性専用のシェアハウスを一部設置したいと思います。「女性専用」というくくりを設けても良いのでしょうか？</p>	<p>支援する対象者に制限は設けておりません。ご提案いただいた内容で審査いたします。</p>
<p>事業内容</p>	<p>想定している住居施設は、『無料低額宿泊所』以外に想定している種別（例えばシェアハウス）はありますか？</p>	<p>住居貸出の形態は様々なケースがあると思います。申請時にご提案ください。</p>
<p>事業内容</p>	<p>『就労支援』というのは就労準備支援事業など具体的な事業を受託している事が要件でしょうか？それとも任意の就労支援取組 or 地域機関との連携でも『就労支援を含む自立支援』を行っているともみなされるのでしょうか？</p>	<p>就労支援事業については、行政等から受託していることを絶対条件とはしておらず、独自の就労支援支援事業でも構いません。</p>

コロナ禍の住宅支援事業 公募についてのFAQ

<p>事業内容</p>	<p>応募の際の事業対象予算も5000万円～1億円の総事業費ではないと対象外でしょうか？</p>	<p>助成費用としては5000万円～1億円としておりますが、事業全体の総事業費としては、応募予算全体が1億円に収まっていないとも問題ありません。応募用紙の資金計画書内に、「総事業費調達の内訳」を記載していただくシートがございますので、本助成金で足りない部分の資金は、「B. 自己資金・民間資金」として、金額を記載ください。</p>
<p>事業内容</p>	<p>万が一2月末入居率50%達成ができない場合は、全額戻入になるのか、内容によって（例えば3月にめどがたっているなど）は考慮される余地はあるのでしょうか？</p>	<p>入居率だけを持って実行団体選定取り消しや助成金返還とはなりません。詳しくは、公募要領②8ページの12・13をご確認ください</p>
<p>事業内容</p>	<p>当団体の支援対象者は様々な事情で困窮状態に陥り相談に来る方が殆どで、その方達も今事業の対象者に含めることが出来るのでしょうか？</p>	<p>コロナ禍を直接原因として住居を失った方はもちろん、それによって、コロナ禍以前から住宅確保が困難な方々もいらっしゃいます。よって、支援対象者をどういった方にするかは限定しておらず、申請時にご提案ください。</p>
<p>事業内容</p>	<p>2022年2月末が事業終了とのことですが、入居完了までが必須でしょうか？</p>	<p>本事業では、2022年2月末までの事業終了時まで、一定割合の方の入居が完了していることが必須となります。こちらを踏まえて、事業計画を設定ください。</p>
<p>事業内容</p>	<p>成果目標として、全国7カ所程度において、1実行団体あたり30室程度とあるが、今回の助成額に比して達成が困難な場合があるがどうすればよいのでしょうか？</p>	<p>ご指摘の通り、1戸あたりの価格で考えた際に、今回の助成金額では目標数の確保が難しい状況等あることと思います。その際には、それぞれの地域の現状を応募用紙にて記載いただき、それぞれの目標を設定いただきたいと存じます。 なお、本事業で設定しております成果目標については、生活支援を行う支援員の人件費を確保することについて考えた際に、ある程度戸数が必要となることが想定されるという事業モデルの観点から設定しております。今回の設置戸数が小規模であるという場合には、将来にわたってどのように支援人員の人件費を確保していくかといった部分もあわせてご提案いただければと思います。</p>

コロナ禍の住宅支援事業 公募についてのFAQ

<p>事業内容</p>	<p>本事業では、すでに借り上げている部屋でも対象となりますでしょうか？</p>	<p>本事業では、最終的に入居される方の人数の増加を目標としています。したがって、既存事業の賃貸業を差し替える形は、本事業の目的からは逸れるものをご理解ください。</p>
<p>事業内容</p>	<p>「コロナ禍により住宅を失う」ということが絶対条件となりますでしょうか？ 検討している障がい福祉グループホームも広い意味では現在はコロナの影響で就職にも影響が出ていき先がないという方々でもあります。こういったとらえ方で応募ができるのでしょうか？</p>	<p>本助成事業は、このコロナ禍等で住まいを追われた生活困窮者の方の一時的な住居を提供し、今後の生活再建をサポートする事業を想定していますので、障がいの福祉のグループホームは対象外です。 また、合わせて応募要項にある「実行団体の要件」もご確認ください。</p>
<p>事業内容</p>	<p>今回の助成についてですが、家主と定期建物賃貸契約を15年～20年で締結しその、家賃（一括払い）に充当させて頂くというような提案も問題ないものでしょうか？</p>	<p>20年間（15年ではNGといたします）の定期建物賃貸契約をかわし、家賃を全額（一部充当は対象外）本助成金でカバーでき、かつ、事業終了の2022年2月末までに一括で支払い可能であれば、申請可能です。 ただし、ご申請の際には、賃貸契約が終了する20年後はどのように事業継続することをお考えなのか、その点を記載してください。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>就業分野をスタートさせるための資金（例えば製造工場の改修工事資金など）は助成金対象に含まれますでしょうか？</p>	<p>事業を遂行する上で必要となる経費は「直接事業費」ですので、助成金の使途として対象となります。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>既存物件の購入する場合に関して、購入物件を押さえておくのに、通常手付金が必要だと思いますが、その辺はどうなのでしょう？</p>	<p>手付金は助成対象外です。資金提供契約前の費用は助成対象外という絶対的なルールがあるので、手付金や仮押さえ費用は対象となりません。採択が決まっからの費用のみ助成対象となります。具体的な売買契約についても、採択決定後、実際には進めていただく形になります。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>建築工程から逆算すると7月には建築業者と契約締結、建て替え作業着工のスケジュールで進めなくてはならないのですが、助成期間前（契約前）に着工済みの事業も対象になりますでしょうか？</p>	<p>対象となりません。資金提供契約後に発生した費用でないと助成金を充てることができません。</p>

コロナ禍の住宅支援事業 公募についてのFAQ

<p>助成対象経費</p>	<p>申請事業の経費が助成対象となるのは、いつからでしょうか？</p>	<p>助成対象となる費用は、採択団体と当財団の間の資金提供契約の締結日以降に契約し、実施した経費のみです。採択団体との資金提供契約は9月以降を予定しております。助成期間は、契約締結日から2022年2月末までとなります。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>本事業の資金的支援ではおもに住居の取得に関わるイニシャルコストを想定しているとのことですが、支援付住宅を整備するにあたって、共用部や職員の事務室等の整備に関わる費用も対象となりますか？</p>	<p>対象となります。住居取得の費用だけでなく、本事業実施に必要な経費（直接事業費）が対象となります。</p>
<p>助成対象経費</p>	<p>不動産取得税などの「税金」については対象経費になりますか？</p>	<p>税金については対象外です。</p>
<p>その他</p>	<p>労働者協同組合のようなところと連携して事業を行うことは可能ですか？</p>	<p>可能です。第三者に委託する際の委託費用も助成対象となります。</p>
<p>その他</p>	<p>入居される方を守るため、施設の情報が公開されると困りますが、どこまでが「公表」されるのでしょうか？</p>	<p>採択団体名、事業名、事業概要（地域名含む）、助成額、選定理由を公表する予定です。 また、公募情報公開の際には、採択団体に公開情報内容の可否を個別に確認させていただいた上で公開いたします。</p>
<p>その他</p>	<p>休眠預金で長期間の家賃を支払った場合、課税対象にならないなどの規則はありますか？</p>	<p>税務関連のお問い合わせについては、顧問税理士にお尋ねください。</p>
<p>その他</p>	<p>助成金申請が採用され、支払いを受けたのちに、もしも無料低額宿泊所としての認定を受けられなければ、助成金返還等の処分があり得ると考えられますでしょうか。</p>	<p>また、助成認定取り消しや助成金の返還については、公募要領②の10ページ、12、13をご確認ください。</p>
<p>その他</p>	<p>新築での計画に関し、来年2月末までの入居準備を整備することはかなり厳しいため、期限を延長することは可能なのか？</p>	<p>事業期間については休眠預金事業全体のスケジュールと関わるため、延期は不可です。</p>
<p>その他</p>	<p>助成金の支払い時期について、半年ごとに前払いで支払いとなっていますが、一番はじめの支払い時期は、いつにどのくらい前払いされますか？</p>	<p>採択された場合、9月以降に資金提供契約を締結後に一括払いの予定です。</p>

<p>その他</p>	<p>旧耐震（1981年以前）以前の建物を購入して活用していく場合でも対象になりますでしょうか？</p>	<p>旧耐震のものを購入することは問題ありませんが、新耐震に適応するような改築を施していただくことが必要と考えます。新耐震適応のための改築費用も助成対象となります。</p>
------------	--	--